

新任担当者の基礎固めに最適！

初めて学ぶ労働法の基本と実務

基本知識と労務管理上の留意点をわかりやすく解説

開催日時 2026年10月14日(水) 10:00～17:00

申込期間 2026年10月7日(水) まで

受講料入金期限 2026年10月9日(金)

対象：新しく人事業務に携わられる方、労働法の基本を見直したい方

現在の労務トラブルの多くは、会社と労働者の約束事をめぐって生じているものです。「わが社は社員とどのような約束（労働条件）を結んでいるのか？」をきちんと知り、正しく理解していれば、トラブルを未然に防ぎ、または影響を最小限に留めるための対応ができる可能性が高まります。約束事の正しい把握こそ人事担当者の第一歩です。本セミナーでは、総論として、会社と労働者の約束はどのように設定されるのか確認したうえで、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシャルハラスメントをはじめ、ますます注目度が高まるハラスメントをめぐる職場環境の問題、新たなガイドラインが策定された同一労働同一賃金規制など、近時の話題を含め、各論として、賃金、労働時間、休日、休暇、異動、休職、退職などの労働条件ごとに、その基本知識と労務管理上の留意点を解説します。（詳しくは裏面をご覧ください）

● 講師 ●

石寄・山中総合法律事務所 パートナー
弁護士

塚越 賢一郎氏

東京大学法学部卒業。2007年司法試験合格、2009年弁護士登録（第一東京弁護士会、経営法曹会議所属）。労働法を専門分野とし、使用者側の立場から、労務相談、訴訟事件、労使交渉等に幅広く携わる。各種講演・セミナー・研修も数多く手がけ、実務に沿った丁寧でわかり易い指導に定評がある。

【主 著】

「個別労働紛争解決の法律実務」「労働契約解消の法律実務<第2版>」（以上中央経済社／共著）「有期労働契約をめぐる個別論点整理と実務対応」（日本法令／共著）ほか、雑誌「ビジネス法務」「月刊人事労務Q & A」記事等執筆多数。

● 分野 ●



人事・労務管理

● 主催 ●

株式会社みずほ銀行 法人業務部
みずほセミナー担当

TEL 03 (6808) 9073

● 会場 ●

T K P 新橋カンファレンスセンター

東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
(JR・地下鉄銀座線新橋駅下車5分、都営三田線内幸町駅1分)

● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員

34,100円

(うち消費税 3,100円)

MMOne シルバー会員

36,300円

(うち消費税 3,300円)

左記会員以外

40,700円

(うち消費税 3,700円)

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご利用要領をご覧ください。

★MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne (MIZUHO Membership One) とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>

お申込みはWebサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>

※ご利用要領は裏面をご覧ください。

※同業の方のご利用はご遠慮ください。

No.26-11023

講義内容

1 はじめに

- (1) 労務管理は「労働条件」を理解することから始める (2) 労働条件とは

2 労働条件はどのようにして設定・変更されるのか

- (1) 労働契約（合意）による設定・変更 (2) 就業規則による設定・変更 (3) 労働協約による設定・変更
(4) 労働基準法・最低賃金法による設定（修正） (5) 判例の諸ルールによる修正

3 労働契約はどのようにして成立するか（募集・採用・試用期間）

- (1) 採用の自由と法規制 (2) 労働契約締結時の労働条件明示の意義（2024年4月改正法施行）
(3) 採用内定を取り消すことができるか (4) 試用期間満了時に本採用を拒否することはできるか
(5) 身元保証にはどのような意義と効力があるか

4 労働条件の内容①（賃金・賞与・退職金）

- (1) 賃金とは (2) 賃金の額の決定方法 (3) 賃金の支払に関する4原則
(4) 欠勤・遅刻・早退による賃金控除 (5) 賞与の不支給・減額はできるのか (6) 同一労働同一賃金規制

5 労働条件の内容②（労働時間・休憩・休日）

- (1) 労働時間とは (2) 労働基準法32条・34条・35条・36条・37条の規制
(3) 所定労働時間と法定労働時間、所定休日と法定休日の違い (4) 時間外労働と休日労働の命令は常に有効か
(5) 変形労働時間制とはどのような制度か (6) フレックスタイム制とはどのような制度か
(7) 事業場外労働のみなし時間制とはどのような制度か（最高裁判決を含む）
(8) 裁量労働制とはどのような制度か（2024年4月法改正を含む）
(9) 労働時間・休憩・休日に関する規定の適用除外

6 労働条件の内容③（年次有給休暇等）

- (1) 年次有給休暇とは (2) 計画年休とは (3) 年休を半日単位で取得できるか
(4) 年休の買上げはできるか (5) 労基法改正による年休の時季指定義務 (6) 産前産後休業・育児休業・介護休業とは

7 労働条件の内容④（人事異動・懲戒処分など）

- (1) 人事異動とは（配置転換・出向・転籍） (2) 昇進・昇給・降格とは
(3) 配転とは（最高裁判決を含む） (4) 出向とは
(5) 転籍とは (6) 懲戒処分とは

8 労働条件の内容⑤（健康管理・職場環境管理）

- (1) 健康管理・職場環境管理と安全配慮義務 (2) 健康管理に関して問題となることは（過重労働問題等）
(3) 職場環境管理に関して問題となることは（セクハラ・パワハラ・マタハラ・カスハラ・LGBT問題等）

9 労働条件の内容⑥（休職）

- (1) 休職とは (2) 休職期間満了と労働契約の終了

10 労働契約はどのようにして終了するのか（辞職・退職・解雇）

- (1) 退職届の法的性質は（辞職と退職合意の申出の違い） (2) 就業規則上の退職事由の意義とは
(3) 解雇の有効性はどのように判断されるか (4) 雇止めの有効性はどのように判断されるか

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

内容等に関するお問い合わせ先

TEL 03(6808)9073

ご利用要領

- みずほセミナー（来場型）（以下、「本セミナー」といいます）は、お申し込みを受け付け後、折り返し電子メールで請求書をお送りします。
- 受講料は、請求書に記載の金額を、同請求書記載の入金期限までに指定口座へお振り込みください。
領収書の発行は省略しております。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
- ご入金を確認後、原則5営業日以内に、お申込ページでご入力いただいたお申込手続者さまのメールアドレス宛に、参加証をお送りします。
- 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
- キャンセルをご希望の場合は、開催日の前営業日17時までにセミナー担当（mzh.seminar@mizuho-bk.co.jp）まで電子メールでご連絡ください。
受講料は全額返金いたします。お振込時の手数料は返金できかねます。受講料入金期限までにご入金を確認できない場合は、お申し込みをキャンセルとさせていただきます。
- 反社会的勢力と判明した場合には、本セミナーの受講をお断りいたします。
- お申込等で取得した個人情報、当行の定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に管理します。
- 本セミナーの録音・録画・画面撮影・キャプチャー・インターネットへのアップロード、講義資料・スライド・教材の無断複製や共有等の行為を固くお断りいたします。これらの行為が発覚した場合、当行は損害賠償請求等の法的措置を講じる場合がございます。
- 本セミナーで配布または提示される資料、スライド、映像、音声等の著作権・知的財産権は、当行または講師その他権利者に帰属します。受講者は、事前の許諾なく、これらを複製、転用、配布、公衆送信、改変等することはできません。
- 駐車場はございません。車でお越しはご遠慮ください。
- 車いすのご利用等、お身体が不自由でお席についてご相談のあるお客様は、事前にご連絡をお願いいたします。
- 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止する場合がございます。中止の際には受講料を全額返金いたしますが、お振込時の手数料は返金できかねます。
- 本要領は、必要に応じて当行が変更できるものとし、変更後はホームページ等で周知します。
- 天災地変、交通機関の事故・遅延、感染症の流行、その他当行の責に帰さない事由によりセミナーの全部または一部が中止・変更となった場合、当行は受講料の返金以外の責任を負いません。
- 本要領に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

みずほ銀行

セミナーのご案内は Web サイトでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>